

## 〈特集 地域援助〉

### 日進市との地域連携事業について

#### —平成 17 年度から平成 29 年度までの 13 年間のまとめ—

中西 由里

#### 1. 日進市との連携事業について

梶山女学園大学の臨床心理相談室は平成 17 年度より、所在地自治体である愛知県日進市教育委員会との連携事業として以下の二つの事業の委託契約<sup>1</sup>を結んでいる。一つ目は、「臨床心理相談事業」であり、二つ目は「特別支援教育巡回指導事業」である。一つ目の「臨床心理相談事業」は、日進市立の小中学校に在籍している生徒および保護者が当相談室を利用した場合に、2 回分の料金（インテーク料金＋継続治療の 1 回目）を日進市が負担するという制度である。また、この制度の一環として、日進市立小中学校の教員が担当している生徒に関して、当相談室に来室して相談（コンサルテーション）を行う場合の料金を無料とする制度も設けられている。

二つ目は、日進市の特別支援教育巡回指導事業計画に基づく委託契約であり、当相談室に相談員として関わっている専任教員（臨床心理士及び精神科医）が、日進市立の小中学校から巡回指導の希望が出された場合に、年に 2 回（前期と後期）、学校に赴き、授業参観などを行った後に、教員の相談にのるというコンサルテーションを行う事業である。

日進市との上記の地域連携事業が始まることとなった背景を簡単に説明しておこう。

平成 16（2004）年に「小中学校における LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」が文部科学省から公表された。翌平成 17（2005）年には「発達障害者支援法」が施行されている。これらに先立つ平成 14（2002）年に文部科学省が担任教師と対象として実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」により、知的な遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が全体の 6.3%にあるとい

う数字が示された。この数値は、学習や集団生活場面でさまざまな支援を必要とする児童生徒が、概ね 1 学級に 1 人から 2 人の割合で存在することを意味している（文部科学省、2003）。このような調査研究やノーマライゼーションの考え方の世界的流れなどを踏まえて、平成 19（2007）年 4 月 1 日に学校教育法の改正により、「特別支援教育」が法的に位置づけられるようになった。

これまでの「特殊教育」が障害のある児童生徒を障害の程度に応じて特別な学校や教室で指導するものであったのに対し、「特別支援教育」においては、従来の特殊教育の対象となっていた児童生徒だけではなく、通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への対応を課題とし、ひとりひとりの教育的ニーズに応じた教育が始まることとなった（文部科学省、2003）。文部科学省による「特別支援教育の推進について（通知）」においては以下の 6 点の整備や取り組みが必要とされた。①特別支援教育に関する校内委員会の設置、②実態把握、③特別支援教育コーディネータの指名、④関係機関との連携を図った「個別の支援教育計画」の策定と活用、⑤「個別の指導計画」の作成、⑥教員の専門性の向上、である。

このような教育をめぐる考え方や制度の変化を踏まえて、愛知県 I 市において、特別支援教育の先取的な試みである、学識経験者などにアドバイザーという業務を委嘱し、特別支援学校ではなく、通常学級に在籍している児童生徒への巡回相談的な事業が開始されていた。そのアドバイザーに当相談室の相談員でもある専任教員の西出と筆者が関わっていた。ある時、日進市教育委員会の教員と、I 市では上記のような試みを県内で先行して行っていること、ただ I 市は本学の所在地と距離が離れていて高速道路を使っても片道 1 時間近くかかること、同じような試みが日進市で行われるとよいと思う、等の話をする機会があった。そこから、日進市でもそのような制度を作ったら協力してもらえるのか、ということになり、教育委員会の職員の方々の尽力で、平成 17 年度から「臨床心理相談事業」と特別支援教育巡回指

<sup>1</sup> 委託契約は、日進市教育委員会と学校法人梶山女学園との間に結ばれている。

導事業がスタートすることとなったのである。

この制度が発足してから平成 30 年度で 14 年が経過している。ここでは、このうち、一つ目の臨床心理相談事業について、平成 17 年度から平成 29 年度までの 13 年間の利用実績について報告することにする。なお、平成 30 年度分の数値は、この原稿を書いている段階ではまだ、最終的な集計が終わっていないので、含まないこととする。

なお、日進市内には小学校 9 校、中学校 4 校あり、そのうち小学校 1 校と中学校 1 校は平成 25 年度開校の新設校である。

## 2. 相談料金補助制度利用人数について

臨床心理相談事業の料金補助制度を利用した保護者・生徒の人数を表 1 に示した。1 回というのは、インテークのみの 1 回の相談で終わった人数である。2 回というのは、インテークおよび継続相談の 2 回目についても料金補助制度を利用した人数である。表中、料金補助制度を 2 回利用した場合の「延べ利用人数は、総合計を 2 で割った数となっている。

表 1 料金補助制度の利用者数

年度	1 回	2 回	合計
平成 17 年度	4	10	14
平成 18 年度	0	16	16
平成 19 年度	11	28	39
平成 20 年度	13	28	41
平成 21 年度	7	34	41
平成 22 年度	4	20	24
平成 23 年度	9	8	17
平成 24 年度	12	36	48
平成 25 年度	28	24	52
平成 26 年度	10	32	42
平成 27 年度	29	42	71
平成 28 年度	25	26	51
平成 29 年度	24	48	72
利用人数合計	176	176*	352

\*合計を 2 で割った数となっている。

なお、この制度は、利用者の希望によるので、日進市立小中学校に在籍していても、保護者が料金補助制度の利用を希望しないケースも中にはある。また、就学前の幼児と日進市在住であっても私立の小中学校に在籍している場合は制度の適用外となる。

制度が導入された当初である平成 17 年度、18 年度は当相談室の存在と制度自体の周知がされていないこともあり、利用件数が少なかった。平成 19 年度から利用件数が倍増するのは、相談室の周知も兼ねて、「発達障害に関する保護者相談会」を開催するようになったからである。この表中の数値の中には保護者相談会を利用した人数も含まれている。なお、保護者相談会については別な項で述べることとする。

相談室の広報も兼ねて保護者相談会を実施した平成 19 年度から制度利用者の数が増加していることが明らかである。

## 3. 教職員の相談件数について

日進市立小中学校教職員が担当する生徒の相談（コンサルテーション）のために当相談室を利用した場合の料金は無料とするということも、前記の臨床心理相談事業の中に含まれている。この件数については表 2 に示した。

表 2 教職員相談件数

年度	教職員
平成 17 年度	0
平成 18 年度	56
平成 19 年度	8
平成 20 年度	15
平成 21 年度	16
平成 22 年度	10
平成 23 年度	0
平成 24 年度	6
平成 25 年度	3
平成 26 年度	5
平成 27 年度	0
平成 28 年度	0
平成 29 年度	5
延べ利用人数	124

臨床心理関係の教員が学校へ赴いてケース検討会などを開催した方が現場の教員にとって利便性が高いのであろう。しかし、臨床心理相談を担当している専任教員は当相談室での相談業務や大学院生のスーパービジョンなどで多忙であることから、相談室まで教員が来室すればコンサルテーションに対応するという制度となっている。現場の教員も多忙であることから、教職員の利用については年度によって波があり、13年間を通した経過について、一言でまとめることは難しい。

#### 4. 保護者相談会について

保護者相談会は平成19年度から新たに始めた事業である。この事業を始めた意義は以下の通りである。①通常学級に在籍していると考えられる発達障害、発達障害の疑いのある、または発達に偏りのある児童生徒への対応について困っている保護者への支援、特にどこに相談したらよいのか分からずに困り、悩んでいる保護者への支援、②大学と自治体との連携事業である相談室の利用料金補助制度の利用者数を増やすため、および③相談室の広報などである。

表3 保護者相談会利用人数

年度	相談会	開催日数
平成19年度	6	1日
平成20年度	10	1日
平成21年度	10	1日
平成22年度	6	1日
平成23年度	8	1日
平成24年度	12	1日
平成25年度	20	2日
平成26年度	8	1日
平成27年度	22	4日
平成28年度	23	3日
平成29年度	22	3日
利用人数合計	147	

保護者相談会については、1学期の個人面談が終わる頃に、日進市内の全小中学校の児童生徒の保護者に対して、当相談室において9月に日程を決めて、保護者相談会を無料で開催する旨の案内文を配布してもらい、申込について教育

委員会から相談室に一覧として伝えて貰うという形態をとっている。9月前半は大学の授業のない期間であるので、当初は1日、その後は人数に応じて2日程度を設定して最大6室同時並行というやり方で相談会を開催している。さすがに、3日以上となると相談を受ける側の負担も大きく、またルーティンの来談者にも影響が及ぶため、2日に治まる範囲での相談数を、と調整を教育委員会をお願いをしている。

保護者相談会の利用者数と開催日数については表3に示した。平成27年度以降は20名を越える利用となっている。平成30年度の数字を表に示していないが、申込数22名(キャンセル4名)であり、やはり当初の申込は20名を越えている。中にはリピーターとして、継続的に相談会を利用される保護者も複数存在することから、開始から10年が経過し、「日進市発達障害保護者相談会」の開催が市内在住の小中学校の保護者に定着をしてきたと言えるだろう。

相談会の相談内容やリピーターの利用など相談会の利用のされ方等の分析については、また別の機会に行う予定である。

#### 5. まとめ

日進市教育委員会との連携事業については年ごとに数値を教育委員会に報告をしている。しかし忙しさを理由として、制度開始から利用状況についてまとめるのは今回が初めてである。この連携事業が保護者には浸透してきているが、教職員の利用については利用がある年とない年の差が激しく、定着をしているとはいえない状況である。このことに関しては、ニーズがないのか、制度の周知の問題なのか、それとも利用時間など物理的な事情で利用しにくいのかなどを教育委員会関係者と協議をし、利用しやすい環境作りが今後の課題となるだろう。

#### 6. 文献

- 文部科学省 (2003) 「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)
- 文部科学省 (2004) 「小中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」
- 文部科学省 (2007) 「特別支援教育の推進について(通知)」